

平成29年3月29日

事業者の皆様

旭川市総務部契約課

旭川市建設工事等低入札価格調査要領の改正について

旭川市建設工事等低入札価格調査要領の調査基準価格の設定について改正し、建設工事の請負契約並びに測量並びに工事に係る調査及び設計業務の委託契約に係る調査基準価格の設定基準を下記のとおりとし、平成29年4月1日以後に公告する入札より適用しますのでお知らせいたします。

記

1 改正の内容

- ・調査基準価格の設定基準【改正後】

業務区分	設定基準
工 事	直接工事費× <u>0.97</u> +共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費等×0.65
測 量	直接測量費+測量調査費+諸経費× <u>0.48</u>
建 築 設 計 (設備設計含む)	直接人件費+特別経費+技術料等経費×0.6+諸経費×0.6 ※変更ありません。
土 木 設 計	直接人件費+直接経費+その他原価×0.9+一般管理費等× <u>0.48</u>
地 質 調 査	直接調査費+間接調査費×0.9+解析等調査業務費×0.8+諸経費× <u>0.48</u>
技術資料作成	直接人件費+直接経費+その他原価×0.9+一般管理費等× <u>0.48</u>

注1 一の契約の中に二以上の業務が含まれる場合は、業務の種類ごとに算出した額の合計額

2 算出した額が予定価格(税抜)に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあつては、10分の7を乗じて得た額